

税金は、私たちの町をより豊かで住みよいものにするための重要な財源であり、定められた納期限までに自主的に納付していただくものです。

町では、財源を確保するため、また税負担の公平性を保つために、納期限を過ぎ未納の場合、督促状を発送し、法律に基づき財産調査や捜索を行い、差押や換価などの滞納処分を実施しています。

早期滞納解消のために、預貯金デジタル調査などで迅速な滞納整理を行うと同時に、令和8年度も、専門知識を有した山口県税務課職員（徴収対策班9人）とともに町税を徴収する併任徴収制度を活用し、町内外の滞納者に対して厳しい取組を実施していきます。

滞納すると不利益を受けることがあります

■滞納整理の流れ

- ①督促・催告
納期限までに納付がない場合、督促状を発送します。文書、電話、自宅臨戸などによる催告も行います。
- ②財産調査
さらに納付がない場合、金融機関、保険会社、勤務先、取引先などの財産調査を行います。
- ③差押
預貯金、生命保険、給与、売掛金、不動産および自動車などを差押えます。
- ④捜索
自宅や事務所を捜索し、動産などを差押えます。
※裁判所の令状を必要としません。
- ⑤公売・換価充当
差押えた財産は、公売（売却）により換価（現金化）し、滞納金に充当します。

■令和7年度の実績

- ◇給与等調査 73件
- ◇官公署等調査 261件
- ◇預貯金・生命保険調査 581人
- ◇差押 103件

■延滞金の利率(令和8年中)

未納の税金には、下記の利率で算定する延滞金が加算されます。

- ・納期限の翌日から1か月を経過する日まで 年2.8%
- ・納期限の翌日から1か月を経過した日以降 年9.1%

警告

税金の未納が続く場合、自動車・バイクなどを差押え、タイヤロックを行う場合があります。完納するまで解除できません。



人口と世帯

(4月1日現在)



… 人口 …

13,734人

(増減 - 67人)

… 男 …

6,609人

… 女 …

7,125人

… 世帯 …

6,833世帯

今月の納期限

6月1日(月)

◇対象

- ・固定資産税・都市計画税 (1期)
- ・軽自動車税 (全期)
- ・保育所保育料・児童クラブ保育料 (5月分)
- ・町営住宅使用料・駐車場使用料 (5月分)

※やむを得ず納期限までに納付できない場合は、担当窓口にご相談ください。

納期限内に納付しましょう

※税と保険料について、メール配信サービスで納期限をお知らせします。カレンダーのページのQRコードから、『町からのお知らせ』のご登録をお願いします。

◇問合せ先

- 町県民税・固定資産税・軽自動車税
……………税務課 ☎ 52-5804
- 国民健康保険税
後期高齢者医療保険料・介護保険料
……………健康保険課 ☎ 52-5809
- 保育所保育料・児童クラブ保育料
……………町民福祉課 ☎ 52-5810
- 町営住宅使用料・駐車場使用料
……………建設課 ☎ 52-5807
- 下水道受益者負担金
……………建設課 ☎ 52-5817

広報たぶせは「ユニバーサルデザインフォント」を使用しています。

